

緊急事態宣言下における施設の対応の一部変更について

緊急事態宣言下における対応について、令和3年7月30日付けで対応しておりましたが8月17日に特措法に基づく緊急事態措置に係る方針が改定されたことを受け一部取り扱いを変更する事が8月19日付けで示されました。これを踏まえ、次の通り取り扱いを変更いたします。 実施期間 令和3年8月2日～緊急事態宣言解除日

- ① 市民の外出を抑制する観点から、施設利用は原則20時までとする。
 - ・20時を超える既予約に対しては、利用取消又は利用制限時間までの利用
 - ・**施設利用の新規予約受付を停止**
- ② 終日、酒類の提供(持込みを含む)を停止
- ③ 施設内外に混雑が生じることのないように、ロビー等での人数制限、入場整理をさせていただきます。また各居室の利用人数は50%以内とします。
- ④ 感染拡大防止に向け、会食や対面での飲食等の自粛
- ⑤ **体育室個人利用**につきましては、**8月23日(月)～緊急事態宣言解除日**まで、**利用は停止**とさせていただきます。

なお、感染状況に応じて変更となる場合もあります。

収束に向けて、今後も皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。